

横須賀市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

平成16年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号。以下「法」という。）第31条第1号の規定による母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10の規定により読み替えて準用する法第31条第1号の規定による父子家庭自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）の支給に関し、国が定める「自立支援教育訓練給付金事業実施要綱」によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 訓練給付金を受けることができる者は、市内に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第 224号。以下「令」という。）第27条第1項（令第31条の9第1項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する受給資格者で、次に掲げる受給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 自立支援教育訓練給付金自立支援計画を策定すること。
- (2) 就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、教育訓練を受けさせることが適職に就かせるために必要であると認められること。

(対象講座)

第3条 本事業の対象講座は、次に掲げるものとする。

- (1) 雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- (2) 前号に準じて都道府県、市（特別区を除く。）又は福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）を設置する町村の長が地域の実情に応じて対象とする講座

(自立支援教育訓練給付金自立支援計画の策定の支援)

第4条 訓練給付金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、適切な対象講座を選択するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号。以下「省令」という。）第6条の6第1項（省令第6条の17の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する申請の前に、市と相談するものとする。

2 市は、前項の相談を受けたときは、申請者に対し必要な支援をするものとする。

(訓練給付金事業受講対象講座指定申請書)

第5条 省令第6条の6第1項の規定による申請は、訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（第1号様式）によるものとする。

(訓練給付金事業受講対象講座指定通知書)

第6条 省令第6条の7第3項（省令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知は、訓練給付金事業受講対象講座指定通知書（第2号様式）によるものとする。

(訓練給付金支給申請書)

第7条 省令第6条の8第1項（省令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請は、訓練給付金支給申請書（第3号様式）によるものとする。

(訓練給付金支給申請書（追加支給）)

第8条 省令第6条の8第4項（省令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を

含む。)の規定による申請は、訓練給付金支給申請書(追加支給用)(第4号様式)によるものとする。

(訓練給付金決定通知書)

第9条 省令第6条の9第3項(省令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知は、訓練給付金決定通知書(第5号様式)又は訓練給付金支給却下決定通知書(第6号様式)によるものとする。

(訓練給付金支給決定通知書(追加支給))

第10条 省令第6条の9第3項(省令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による決定の通知は、訓練給付金支給決定通知書(追加支給用)(第7号様式)によるものとする。

(訓練給付金支給却下決定通知書(追加支給))

第11条 省令第6条の9第3項(省令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による却下決定の通知は、訓練給付金支給却下決定通知書(追加支給用)(第8号様式)によるものとする。

(訓練給付金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により訓練給付金の支給を受けた者があるときは、支給額に相当する金額の全部をその者から返還させることができる。

(その他の事項)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月30日から施行する。

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

自立支援教育訓練給付金の受講対象講座の指定を受けたいので、下記により申請します。
併せて、上記給付金における受講対象講座の指定に必要な市税等に関する情報を調査することについて、承諾します。

フリガナ		
氏 名		
生 年 月 日		
住 所		
電 話 番 号		
個 人 番 号		
過 去 の 受 給		
ハローワークの 教育訓練給付金 の 受 給 資 格		
教育訓練実施 機 関 お よ び 講 座 内 容 に つ い て	実施機関名	
	講 座 名	
	訓 練 期 間 （ 予 定 ）	
	訓 練 費 用 （ 予 定 ）	
(事務処理欄)		

様

横須賀市長

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

先に申請のありました自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座申請書については、次のとおり指定しましたので通知します。

フリガナ		
氏 名		
生 年 月 日		
住 所		
電 話 番 号		
教育訓練実施 機 関 お よ び 講 座 内 容 に つ い て	実施機関名	
	講 座 名	
	訓 練 期 間 (予 定)	
	訓 練 費 用 (予 定)	
(事務処理欄)		

自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、下記により申請します。
併せて、上記給付金の支給決定に必要な市税等に関する情報を調査することについて、承諾します。
また、雇用保険の教育訓練給付金との調整を図るため、本申請書記載の情報を公共職業安定所に通知することについて承諾します。

フリガナ				
氏 名				
生 年 月 日				
住 所				
電 話 番 号		個人番号		
教育訓練実施機関および講座内容について	実施機関名			
	講 座 名			
	訓 練 期 間			
	訓 練 費 用			
希 望 す る 支 払 金 融 機 関	☐ 振込口座がわかるもの（写し）を添付 ☐ 以下のとおり			
	金融機関名		口座種別	
	支 店 名		口座番号	
	口 座 名 義 （カタカナ）			
(事務処理欄)				

自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

年 月 日

（あて先）横須賀市長

自立支援教育訓練給付金（追加支給用）の支給を受けたいので、下記により申請します。
併せて、上記給付金の支給決定に必要な市税等に関する情報を調査することについて、承諾します。
また、雇用保険の教育訓練給付金との調整を図るため、本申請書記載の情報を公共職業安定所に通知することについて承諾します。

フリガナ				
氏 名				
生 年 月 日				
住 所				
電 話 番 号				
資 格 取 得 年 月 日		取得資格名		
就 職 等 年 月 日		就職等先名		
就 職 等 証 明	☐ 雇用証明書や保険証（写し）を添付			
希 望 す る 支 払 金 融 機 関	☐ 振込口座がわかるもの（写し）を添付			
	☐ 以下のとおり			
	金融機関名		口座種別	
	支 店 名		口座番号	
	口座名義 （カタカナ）			
(事務処理欄)				

年 月 日

様

横須賀市長

自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

先に申請のありました自立支援教育訓練給付金の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

給付内容		
教育訓練 実施機関 および 講座内容 について	実施機関名	
	講座名	
	訓練期間	
支給額		
支給予定日		
特記事項		

様

横須賀市長

自立支援教育訓練給付金支給却下決定通知書

先に申請のありました自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座申請書については、次のとおり却下となりましたので通知します。

却 下 理 由		
教 育 訓 練 実 施 機 関 お よ び 講 座 内 容 に つ い て	実 施 機 関 名	
	講 座 名 称	
	訓 練 期 間	
特記事項		

年 月 日

様
横須賀市長

自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（追加支給用）

先に申請のありました自立支援教育訓練給付金（追加支給用）の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

給付内容		
教育訓練 実施機関 および 講座内容 について	実施機関名	
	講座名称	
	訓練期間	
支給額		
支給予定日		
特記事項		

様

横須賀市長

自立支援教育訓練給付金支給却下決定通知書（追加支給用）

先に申請のありました自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座申請書（追加支給用）については、次のとおり却下となりましたので通知します。

却 下 理 由		
教 育 訓 練 実 施 機 関 お よ び 講 座 内 容 に つ い て	実施機関名	
	講 座 名 称	
	訓 練 期 間	
特記事項		